

入札説明書

令和7年8月8日に公告した岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札については、政府調達に関する協定、会計法令、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、4に掲げる者に対して、仕様書に関する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務

(2) 調達内容

別添 仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年3月15日から令和13年3月14日まで（長期継続契約による賃貸借契約）

(4) 履行場所

岡山県危機管理課の指定する場所

(5) 入札方法

一般競争入札

2 入札に参加できる者の資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和7年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第186号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示第186号」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示第197号」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加

の停止の措置を受けている者でないこと。

- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2 (1) の資格を得ていない者は、資格告示第 186 号に基づき申請手続を行うこと。

また、賃貸借する物品について第三者から県に貸付けを行わせようとする場合において、当該第三者で 2 (2) の資格を得ていない者は、資格告示第 197 号に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

ア 資格告示第 186 号に係るもの

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 (086) 226-7265

イ 資格告示第 197 号に係るもの

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和 7 年 8 月 18 日（月）正午

4 調達契約に関する事務を担当する課等の名称

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県危機管理課危機管理・国民保護班

電話 (086) 226-7385

F A X (086) 225-4559

5 入札説明会

開催しない。

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

上記 4 の場所に同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 7 年 8 月 8 日（金）から同月 25 日（月）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例

(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

上記4の場所で交付する。なお、岡山県危機管理課のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間

令和7年8月8日(金)から同月25日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出先

上記4の場所に同じ。

ウ 提出方法

仕様書に関する質問・回答書(様式第5号)をファックスにより提出し、提出後に電話で着信を確認すること。

(4) 入札参加申出手続

ア 入札参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。また、第三者から県に貸付けを行わせようとする者に当たっては、第三者賃貸方式による貸付能力等証明書(様式第2号)を併せて提出すること。

イ 提出期間

令和7年8月8日(金)から同月25日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

ウ 提出場所

上記4の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送等(配達証明付きの書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。以下同じ。)

(5) 入札参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

(4)により提出のあった書類を審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記4の場所へ、ファックスにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面(様式は自由)を提出することができる。なお、提出後に電話で着信を確認すること。

7 入札

入札に参加する者は、入札書(様式第3号)を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年9月25日(木)午後2時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

(2) 入札方法

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下、「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状（様式第4号）を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等による入札

本人が作成した入札書を封印して、上記4の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便その他これに準じる方法（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きをし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び7(1)に定める入札日時を記載したものに限り。）をもって、令和7年9月24日（水）の午後4時までに到着するよう送付すること。

ウ 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

入札金額は仕様書に記載する機器一式の借入費用、導入設定・設置費及び1(3)の契約期間中の保守費用並びに保険料に係る一切の諸経費を考慮した1月あたりの単価を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札金額の訂正は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

8 入札保証金

財務規則第131条及び第133条の規定による。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) その他財務規則第140条各号に掲げる入札

10 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第137条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 開札の結果、落札となるべき価格の入札がないときは、郵送等による入札があった場合を除き、直ちに再度の入札を行う。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会っていない者は再度の入札を辞退したものとみなす。郵送等による入札があった場合の再入札は以下のとおりとする。

ア 再入札の方法

上記7に同じ。ただし再入札及び開札の日時はイ、郵送等による再入札書の受領期限はウのとおりとする。

イ 再入札及び開札の日時

令和7年10月2日（木）午後2時

ウ 郵送等による再入札書の受領期限

令和7年10月1日（水）午後4時

(4) 落札者を決定したときは、県公報により告示する。

11 契約書の作成

契約書を作成する。

12 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

13 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 誓約書の提出

落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（別紙1）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。